

市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託プロポーザル提案書評価基準

1. 趣旨

この基準は、市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法

(1) 事前審査（書類選考）

提出された参加申込書について、事務局が評価基準書（事前審査）の項目に基づき業務実績、業務体制について採点を行う。なお、プロポーザル参加者が4者以上の場合は、事前審査結果の上位3者をプレゼンテーション審査対象とする。

(2) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書について、プレゼンテーションと審査委員による質疑応答を実施し、各評価項目における評価基準に基づき採点を行う。

(3) 順位の決定方法

審査委員ごとに、評価項目の点数を合計して、合計点が高い順に順位を付す。各審査委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）が最も小さい者を第1位とし、次点を第2位とする。なお、順位点が同一の提案者が複数いた場合には、各審査委員の評価項目の合計点が最も高い者を、さらに合計点数が同一の場合には評価項目「企画提案内容」の採点の合計点数が高い者を、この点数も同一の場合には委員の評決により選定する。

(4) 優先交渉者の決定方法

「(1) 事前審査」、「(2) プレゼンテーション審査」における審査委員ごとの評価項目の点数を合計して、「(3) 順位の決定方法」で定める順位の決定方法により最終的に第1位となった者を契約候補者とし、第2位となった者を次点とする。

3. 評価基準及び配点

各評価項目の評価基準及び点数配分は下表のとおりとする。

【評価基準表（事前審査）】

評価項目		評価基準	配分（点）	上限
事業所評価	1	業務実績 過去5年間の地域公共交通計画策定等業務受注実績から見て、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	次の業務実績1件につき3点加算 「地域公共交通計画」 「地域公共交通網形成計画」 「地域公共交通利便増進実施計画」 「地域公共交通再編実施計画」	15
	2	業務体制 業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。 ※右欄「実務経験」…地域公共交通計画等策定支援業務に関する業務経験	①業務責任者の実務経験年数が ・20年以上の場合…10点加算 ・15年以上の場合…7点加算 ・10年以上の場合…5点加算 ②主担当者の実務経験年数 ・10年以上の場合…5点加算 ・5年以上の場合…3点加算	15
事前審査 小計				30

【評価基準表（プレゼンテーション審査）】

評価項目	評価基準	配分（点）					上限		
		特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る			
企画提案内容	3	本業務の理解度	本町の地域特性や公共交通に関する現状等を十分に把握し、本業務の趣旨を理解した提案がなされているか。	15	12	9	6	3	15
	4	計画策定に関する方針・内容等	本町の地域特性、地域公共交通の実情に合致した具体的実効性のある計画とする考えが示しているか。	15	12	9	6	3	15
	5	各種調査、分析及び評価	アンケートやヒアリングの調査項目、調査手法、調査結果のまとめ方等、計画策定に有効な提案ができていないか。	10	8	6	4	2	10
	6	検証・評価方法	町内の公共交通について、総合的な検証・評価の視点があり、今後の町の方向性に関わるフィードバックや事業の展開について提案ができていないか。	10	8	6	4	2	10
	7	提案の実現性	設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的・実現可能性のあるものとなっているか。	10	8	6	4	2	10
	8	説明能力	説明はわかりやすく、理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられる。また、質疑に対して的確に回答ができていないか。	5	4	3	2	1	5
	9	見積価格	提案価格評価（令和6年度業務分）： （最低提案価格／提案価格）× 5 ※税込、少数点以下四捨五入						5
プレゼンテーション審査 小計									70
合計点									100